

芦屋市 通学路安全プログラム
～通学路の安全確保に関する取組の方針～

令和2年4月改訂

芦屋市通学路安全推進協議会

芦屋市通学路安全プログラム（改訂）

1 プログラムの目的

平成24年度、全国で登下校中の児童生徒が死傷する事故が相次いで発生したことから、芦屋市でも平成24年8月に各小学校の通学路において、関係機関と連携して緊急合同点検を実施しました。その結果、芦屋市では204か所の対策必要な箇所が判明し、区画線、看板等の設置、啓発等その対策に取り組んできました。

平成26年4月以降、本市では毎年、各学校区における登下校中の児童生徒等に危険が生じる可能性がある箇所の点検・対策を実施しているところです。

しかし、昨今、登下校中の児童生徒が不審者等による犯罪に巻き込まれる事件が後を絶ちません。そのため、芦屋市においても児童生徒の登下校中の安全を確保するため、防犯の視点からも点検・対策を実施していきます。

今後も引き続き、通学路の安全確保に向けた取組や、関係機関の連携体制を継続し、児童生徒の通学路における安全確保の取組を推進していきます。

2 芦屋市通学路安全推進協議会

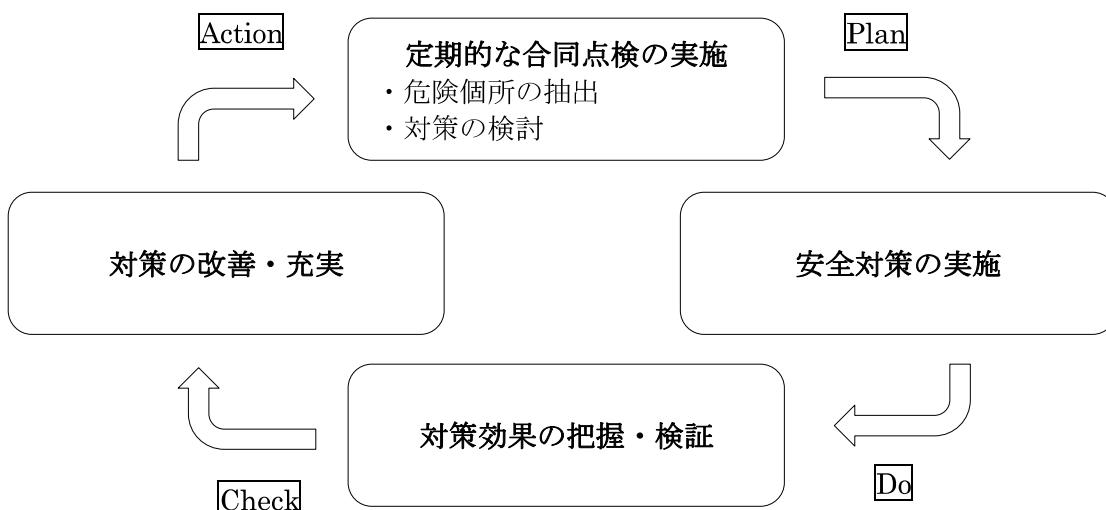
通学路の安全確保のため、以下の機関による「芦屋市通学路安全推進協議会」を組織し、関係機関の連携強化を図るとともに、円滑な対策の検討及び実施、交通安全や防犯に対する意識の向上を推進します。

分 野	所属等
警 察	芦屋警察 交通課長 芦屋警察 生活安全課長
保護者	育友会育成部 代表（愛護委員）
保護者以外の住民	芦屋市青少年愛護委員会 代表
保護者以外の住民	芦屋市自治会連合会 代表
保護者以外の住民	芦屋市まちづくり防犯グループ 代表
学校関係	芦屋市立小学校長
行政関係	兵庫国道事務所 総括保全対策官
	西宮土木事務所 道路第2課 課長
	都市建設部 道路・公園課 課長
	都市建設部 建設総務課 課長
事務局	教育委員会 学校教育部 主幹

3 取組方針

(1) 基本的な方針

継続的に通学路の安全を確保するため、各役割において、点検・対策を継続するとともに、対策実施後の状況確認を行い、取組の改善・充実を図っていきます。そして、これらの取組をP D C Aサイクルとして繰り返し実施し、通学路の安全性の向上を図っていきます。



(2) 定期的な合同点検の実施（Plan）

- ・合同点検については、教育委員会、学校、保護者、道路管理者、警察、自治会、防犯グループ等が参加し、中学校区毎に3年に1回行います。
- ・実施するにあたり、「通学路の改善要望書（別紙）」を各小学校が事前に教育委員会学校教育課に提出し、点検箇所の確認を行います。

(3) 対策の検討（Plan）

- ・日々の安全点検と合同点検の結果から明らかになった対策必要箇所については、箇所ごとに、道路改良の実施、及び路側帯のカラー化等のハード対策や、交通規制、交通安全教室、防犯教室及び教育等のソフト対策を推進し、対策必要箇所に応じて、担当課が具体的な実施メニューを検討します。

(4) 対策の実施（Do）

- ・対策の実施に当たっては、対策が円滑に進むよう、関係者間で連携を図ります。

(5) 対策効果の把握（Check）

- ・合同点検結果に基づく対策実施後の箇所等について、実際に効果が上がっているのか、また児童生徒が安全になったと感じているのか等を確認するための手法を検討し、対策効果の把握を実施します。

(6) 対策効果の改善・充実（Action）

- ・合同点検結果に基づく対策実施後の箇所等について、状況確認を行い、対策内容の改善・充実を図ります。

4. 箇所図、箇所一覧表の公表

- ・点検結果や対策内容について、関係者間で認識を共有するために合同点検後は中学校区毎の「対策箇所一覧表」を作成し、報告会にて公表します。